

病床数適正化支援事業について

令和 7 年 8 月 医療政策課

事業概要及び地域医療構想調整会議との関係

1 事業概要

【事業の目的】

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変化等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

【交付対象及び交付額の考え方（国の算定基準による）】

		第 1 次内示	第 2 次内示
対象関係	赤字、病床削減	R4年度～3年連続経常赤字の医療機関 又は R5年度～2年連続経常赤字 かつ R6年度中に 病床削減 の医療機関	R4年度～3年連続経常赤字の医療機関 又は R5年度～2年連続経常赤字 かつ R7.9.30までに 病床削減 の医療機関
	除外要件	一般会計の繰入等がある＝公立病院は除外	第 1 次内示の対象医療機関は除外
額関係	赤字	交付額上限は、赤字額の平均の半分を目安	同左
	病床数	50床上限	10床上限
	補助単価	4, 104 千円／1床 ただし、病床機能再編支援事業の給付金を受給する削減病床については差額のみ	同左

2 地域医療構想調整会議との関係

国の交付要綱等上、地域医療構想調整会議での協議は要件ではない

↓しかし

- ① 第 2 次内示に係る国の通知において、「新興感染症に係る協定締結医療機関の確保病床であるか否かなど、地域の医療提供体制への影響を踏まえ」る旨の記載あり
- ② 病床削減に伴い、2025プランの変更が必要となる場合がある

↓よって

地域医療構想調整会議で確認又は協議を行う

長門医療圏における該当医療機関概要

2025プラン	医療機関名	補助対象 病床数	削減 病床数	削減時期	新興感染症に係る 確保病床
今回協議	斎木病院	7	慢性期 7	R7.9末削減予定	確保病床は1床 (削減対象外)